



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年5月7日 曜日 第2365号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	402
土地改良区役員の就退任の届出.....	403
土地改良区の定款変更の認可.....	403
道路の区域変更（県道松山川内線）.....	403
道路の区域変更（県道興居島循環線）（2件）.....	403
道路の区域変更（県道三坂松山線）.....	404
道路の供用開始（県道三坂松山線）.....	404
道路の区域変更（県道柳谷美川線）.....	404
道路の区域変更（県道猪伏西谷線）.....	405

告 示

○愛媛県告示第623号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年5月7日

愛媛県西条保健所長 新山 徹 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 十倉 雅和
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イ、ロ、ヌ及びル、第33号ロ、ハ、ニ、リ及びヌ、第37号イ、ロ、ハ、ル及びタ、第62号、第71の5号並びに第74号
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統
- 特定施設に関する事項
(1) No.1 総合排水処理施設

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 22,599 最大 27,557	通常 20,474 最大 27,557

(2) No.3 総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.8 最大 19.5	通常 13.0 最大 19.5		
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35.0 最大 47.0	通常 33.0 最大 47.0		
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 10.0	通常 1.9 最大 10.0		
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 34,777 最大 40,748	通常 36,902 最大 40,748		

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	処理前	通常 22,599 最大 27,557	処理後	通常 20,474 最大 27,557	
	処理後	通常 20,474 最大 27,557	処理前	通常 22,599 最大 27,557	

(2) No.3 総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.8 最大 19.5	通常 13.8 最大 19.5	通常 13.0 最大 19.5	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35.0 最大 500	通常 35.0 最大 47.0	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 10.0	通常 2.0 最大 10.0	通常 1.9 最大 10.0	通常 1.9 最大 10.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 34,777 最大 40,748	通常 34,777 最大 40,748	通常 36,902 最大 40,748	通常 36,902 最大 40,748

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0

化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常	11.2	通常	11.2
	最大	20.0	最大	20.0
	通常	15.0	通常	15.0
	最大	27.0	最大	27.0
窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	4.0	通常	4.0
	最大	15.0	最大	15.0
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	1.0	通常	1.0
	最大	5.0	最大	5.0
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常	22,599	通常	20,474
	最大	27,557	最大	27,557

(2) No.3排水口

汚水等の汚 染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後		
化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常	7.0~8.0	通常	7.0~8.0
		最大	7.0~8.5	最大	7.0~8.5
	通常	13.8	通常	13.0	
		最大	19.5	最大	19.5
	浮遊物質 量（単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	35.0	通常	33.0
		最大	47.0	最大	47.0
窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	2.0	通常	1.9	
	最大	10.0	最大	10.0	
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	1.0	通常	1.0	
	最大	7.0	最大	7.0	
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常	34,777	通常	36,902	
	最大	40,748	最大	40,748	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5 月 7 日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町一丁目6番22号
"	秦 正 夫	新居浜市坂井町三丁目9番22号
"	高 津 善 記	新居浜市星原町1番7号
"	阿 部 勝	新居浜市岸の上町一丁目11番27号
"	高 橋 辰 則	新居浜市下泉町一丁目7番39号
"	近 藤 美 喜 男	新居浜市下泉町一丁目3番14号
監 事	佐 々 木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目4番30号
"	神 野 芳 彰	新居浜市下泉町一丁目9番48号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町一丁目6番22号
"	秦 正 夫	新居浜市坂井町三丁目9番22号
"	佐 々 木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目4番30号
"	阿 部 勝	新居浜市岸の上町一丁目11番27号
"	高 橋 辰 則	新居浜市下泉町一丁目7番39号
"	高 津 善 記	新居浜市星原町1番7号
監 事	高 橋 正 國	新居浜市坂井町三丁目11番35号
"	神 野 鷹 彦	新居浜市下泉町二丁目11番49号

○愛媛県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市萩生土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5 月 7 日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

○愛媛県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市枝松四丁目153番1から 同市東本二丁目67番8まで	旧	メートル 9.0~25.6	キロメートル 0.242	
			新	11.1~41.4	0.242	

○愛媛県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市門田町丙208番 1 地先	旧	メートル 4.9 ~ 9.2	キロメートル 0.059	
			新	8.8 ~ 26.2	0.059	
"	"	松山市門田町丙210番 1 地先から 同町丙209番 1 地先まで	旧	5.5 ~ 11.1	0.022	
			新	7.4 ~ 21.7	0.022	
"	"	松山市門田町丙209番 1 地先から 同町丙209番 9 地先まで	旧	6.3 ~ 9.9	0.012	
			新	13.3 ~ 20.4	0.012	

○愛媛県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市由良町1281番地先	旧	メートル 3.4 ~ 4.4	キロメートル 0.062	
			新	3.9 ~ 6.5	0.062	

○愛媛県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲2195番地先から 同町甲2190番まで	旧	メートル 3.5 ~ 5.5	キロメートル 0.032	
			新	3.5 ~ 27.5	0.032	

○愛媛県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲2195番から 同町甲2190番まで	平成24年 5 月 7 日

○愛媛県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷字名荷2513番2から 同町同字2367番2まで	旧	メートル 3 5 ~ 44 3	キロメートル 0.198	
			新	10 8 ~ 46 8	0.198	

○愛媛県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9065番1地先から 同町同字9079番3まで	旧	メートル 3 4 ~ 16 8	キロメートル 0.205	
		上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9065番1から 同町同字9079番3まで	新	11 3 ~ 46 2	0.205	